株主各位

東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 高橋カーテンウォール工業株式会社 取締役社長 高 橋 武 治

# 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2021年3月30日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時) (本年は昨年と開催時刻を変更しておりますので、お間違えのないようご注意下さい。)
- 2. 場 所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

住友不動産日本橋ビル 5階

高橋カーテンウォール工業株式会社 会議室

(本年は昨年と会場を変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第56期 (2020年1月1日から2020年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第56期 (2020年1月1日から2020年12月31日まで) 計算書類報告の件

# 決議事項

議 案 剰余金の処分の件

以上

<sup>◎</sup>本総会におきましては、新型コロナウイルスによる集団感染のリスク回避の観点から、当日のご出席はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使をご検討下さいますようお願い申し上げます。

<sup>◎</sup>株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.t-cw.co.jp) に掲載させていただきます。

# 添付書類

# 事 業 報 告

(2020年1月1日から) 2020年12月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

# (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、大幅に下押しされて厳しい状況で推移しました。経済活動に一時持ち直しの兆しも見られましたが、再び感染拡大が深刻化しており個人消費の落ち込みや海外景気の悪化が懸念されるなど、先行き不透明な状況となっております。

このような状況の下、当建設業界におきましては、様々な業種で、仕事量が減少してきました。

PCカーテンウォール業界においても、昨年から受注量、生産量ともに低迷が続いておりますが、当社におきましては、当第4四半期はやや生産量が回復したため、工場稼働率が上がってきております。また、顧客の製品形状変更、追加依頼などに真摯に対応して、追加売上を獲得し、更に工場を中心に懸命のコストダウンを図り、収益を確保しています。

プールを手掛けるアクア事業では、コロナ禍の影響で延期する案件があったものの、主力である学校やスポーツクラブに加え、PCカーテンウォール事業で関わった都市型高級ホテルのプール等の工事拡大を図ることが出来ました。

この結果、当連結会計年度における当社企業グループの業績は、売上高73億67 百万円(前連結会計年度比56.1%減)、営業利益8億38百万円(前連結会計年度比 66.8%減)、経常利益9億14百万円(前連結会計年度比64.9%減)、親会社株主に 帰属する当期純利益9億2百万円(前連結会計年度比27.4%減)となりました。

なお、受注高は79億13百万円(前連結会計年度比11.8%減)であり、受注残高は117億52百万円(前連結会計年度比4.9%増)となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2億9百万円であります。

このうち主なものは、PCカーテンウォール事業における下館工場クレーン設置工事43百万円及び結城工場ストックヤード整備工事18百万円であります。

# (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症への対応資金として80百万円の長期借入金を調達しました。

# (4) 対処すべき課題

今後の日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界経済への影響や米国の 政策動向、中国経済及び新興国経済の減速懸念などから、依然として先行きに不 透明感が残されています。

建設業界では、新型コロナウイルス感染症が本格的に影響を与える時期は、飲食やインバウンド関連に比べて数年遅くなることが予想されており、現時点では当社の業績にはさほど影響を与えておりません。しかし、長期的には景気の低迷が建設需要を下押しすることはほぼ確実と認識しております。また、東京五輪が1年延期されたことで、五輪後に計画されていたプロジェクトの始動が遅れる可能性やテレワーク普及に伴いオフィスビル需要の低下の可能性があることが懸念されております。これらはカーテンウォール業界、プール業界双方にマイナスの影響を及ぼすことが予想されております。

マイナス要因は多々ありますが、安定した財務基盤のある当社は、従来と変わらず着実に人員強化を進め、また腰を据えた素材/技術研究や工場内の展示スペースの拡充によるPR力向上に努め、景気が再び浮揚する際は、より多くの顧客からのリクエストに対して更に幅広く対応出来る態勢を作れるように努力を重ねる所存であります。

2021年度は、厳しい経営環境ではありますが、「全従業員の物心両面の幸福を追求し、社会の進歩・発展に貢献する」という理念を追求する所存であります。

# (5) 財産及び損益の状況

区	分	\	期別	第 53 期 (2017年12月期)	第 54 期 (2018年12月期)	第 55 期 (2019年12月期)	第 56 期 (2020年12月期) (当連結会計年度)
受	Ž	È	高(千円)	10, 696, 805	10, 771, 976	8, 972, 045	7, 913, 146
売		Ŀ.	高(千円)	7, 763, 399	6, 568, 403	16, 765, 720	7, 367, 436
受	注	残	高(千円)	14, 797, 255	19, 000, 827	11, 207, 152	11, 752, 863
経	常	利	益(千円)	1, 259, 154	900, 444	2, 605, 662	914, 152
親会	社株主 期 糸	に帰属 屯 利	する 益(千円)	771, 076	715, 187	1, 242, 595	902, 280
1 株	当たり	当期純	利益(円)	88. 27	81. 87	142. 25	103. 99
総	í	¥	産(千円)	11, 790, 948	14, 556, 344	14, 569, 779	12, 685, 787
純	í	¥	産(千円)	7, 433, 648	7, 967, 490	8, 996, 005	9, 630, 332
1 杉	朱当た	り純貧	資産(円)	850. 99	912. 11	1, 029. 86	1, 115. 24

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。
  - 2. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

# (6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

# ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当出	<u>补</u> 資	t 比	の 率			主要	な	事業	纟内	容		
㈱タカ	ハシ	テクノ	1	.00, 000	千円			100	)%	不	動	産		賃	貸		事	業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

#### (7) 主要な事業内容(2020年12月31日現在)

РС	カーラ	・ンウァ	ォール	事業	プレキャストコンクリートカーテンウォールの設計・製造・施工
ア	ク	ア	事	業	水施設・水空間・水環境の企画・提案・設計・施工

#### (8) 主要な営業所及び工場(2020年12月31日現在)

当 社 本社:東京都中央区 大阪支店:大阪府大阪市北区 工場:結城(茨城県)、つくば(茨城県)、下館(茨城県)、滋賀(滋賀県) 株式会社タカハシテクノ (子 会 社) 本社:東京都中央区 大阪支店:大阪府大阪市北区

# (9) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
		18	4名	3名増

(注) 使用人数には、臨時従業員(臨時社員及びパート社員)は含めておりません。

# ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
184名	3名増	42.5歳	13.0年

<sup>(</sup>注) 使用人数には、臨時従業員(臨時社員及びパート社員)は含めておりません。

# (10) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借	<b></b>			入			先	借	入	金	残	高
(株)	み	•	ず	13		銀	行					463,000千円
(株)	三	井		住	友	銀	行					235,000千円
(株)	三	菱	U	F	J	銀	行					80,000千円

# (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度までは、工事完成基準によって売上を計上しておりましたが、 来期は当社において、工事進捗度を合理的に見積り、工事の進行途上においても 成果の確実性が認められる体制を整備したため、工事進行基準で売上を計上いた します。

# 2. 会社の株式に関する事項(2020年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

36,500,000株

(2) 発行済株式の総数

9,553,011株

(3) 株 主 数

2,472名

(4) 大 株 主 (上位10名)

	株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
高	橋	武	治		1, 5	33千株			1	7.8%
高	橋	敏	男		1, 0	07千株			1	1.7%
株式	会社日本カス	トディ銀行(	信託口)		6	20千株				7.2%
岩	崎	陽	子		4	73千株				5.5%
高	橋	宗	敏		4	23千株				4.9%
高	橋	亜 紀	子		4	12千株				4.8%
高	橋	雅	代		2	35千株				2.7%
ピーエヌワイコ	エム ビーエヌワイエムエルビー ジービ	ーピー クライアント マネー アン	ド アセッツ エーシー		1	55千株				1.8%
昭 和	和 化 学 工	業株式	会 社		1	34千株		·		1.6%
高	橋	幸	子		1	23千株				1.4%

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式 (917,815株) を控除して計算しております。

# 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

# 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2020年12月31日現在)

E	£	4	Z <sub>1</sub>		地		位	-	担当及び重要な兼職の状況
高	橋	武	治	取締	行役社:	長(代	表取紹	静役)	㈱ タ カ ハ シ テ ク ノ 代 表 取 締 役 中華人民共和国大連高連幕墻有限公司副董事長
手	塚		武	専	務	取	締	役	スパジオ事業部長・アクア施設部担当役員 中華人民共和国大連高連幕墻有限公司総経理
小	出		斉	取		締		役	K D パートナーズ合同会社代表社員株式会社コウェル代表取締役社長CEO
中	西	博	之	常	勤	監	查	役	
中	Ш	康	生	監		查		役	日 東 工 器 ㈱ 社 外 取 締 役 弁 サ ま 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世
告	見	芳	彦	監		査		役	税 理 士

- (注) 1. 取締役小出斉氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役中西博之、中川康生、吉見芳彦の3氏は、社外監査役であります。
  - 3. 監査役吉見芳彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 4. 当社は、取締役小出斉、監査役中西博之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

# (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項及び定款第29条の規定に基づき、また、社外監査役との間で会社法第427条第1項及び定款第38条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度としております。

# (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	支 給 人 員	支 給 額
取	締	役	4名	3 83,282千円
監	查	役	3名	10,873千円
合 ( う	ち社外役	計 員)	7名 ( 4名	

- (注) 1. 支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した16,322千円が 含まれております。
  - 2. 取締役の支給額には、2020年3月27日に退任された取締役1名に対する報酬9,095千円を含んでおります。
  - 3. 取締役の報酬限度額は、2010年3月30日開催の第45期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また別枠でストック・オプション報酬額として年額20,000千円以内と決議いただいております。
  - 4. 監査役の報酬限度額は、1994年3月30日開催の第29期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

# (4) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 小出 斉氏
  - イ. 重要な兼職先と当社との関係

KDパートナーズ合同会社の代表社員であります。

なお、当社はKDパートナーズ合同会社とは特別の関係はありません。

また、株式会社コウェルの代表取締役社長CEOでもあります。

なお、当社は株式会社コウェルとは特別の関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

就任後に開催された取締役会10回のうち全てに出席し、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識に基づき、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定につきまして適切で様々な助言・提言を適宜行っております。

# ② 監査役 中西博之氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
  - 該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会14回のうち全てに出席し、会社 運営に関する経験に基づき、業務執行に対する適切な意見を述べるなど、取 締役会の意思決定や決議に関する適法性、適正性、妥当性を確保するための 助言・提言を行っております。また、開催された監査役会12回のうち全てに 出席し、常勤監査役として、重要書類の閲覧や事業所及び工場往査を行い、 業務及び財産の状況を調査するほか、内部統制システムの整備をはじめとす る取締役等の職務執行を監視・検証しております。

#### ③ 監查役 中川康生氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係 日東工器株式会社の社外取締役であります。 なお、当社は日東工器株式会社とは特別の関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会14回のうち13回出席し、弁護士としての知見に基づき、特に法的な視点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定や決議に関する適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、開催された監査役会12回のうち全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

# ④ 監查役 吉見芳彦氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会14回のうち13回出席し、税理士としての知見に基づき、特に財務及び会計的な視点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定や決議に関する適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、開催された監査役会12回のうち全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 八重洲監査法人

### (2) 報酬等の額

	支	払	額
・当事業年度に係る報酬等の額			23,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額			23,000千円

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

# (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

# 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業が継続して社会に貢献していくために「コンプライアンス規程」を定め、当社グループ役職員全員への浸透を図る。

反社会的勢力の排除については、コンプライアンスの一環として取り組み、 取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

- ② 職務の適正な執行を継続的にモニタリングするために、監査室は内部監査を 実施する。
- ③ 監査室は、コンプライアンス状況を適宜取締役会に報告する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務の執行に係る文書については、 「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な 体制を整備する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 経営上のリスクの分析及び対策等の検討を、取締役会において行う。
  - ② リスク管理の整備について「リスク管理規程」を定める。 当社グループにおける各事業部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を 行い、各事業部門の長は、リスク管理の状況を随時取締役会に報告する。
  - ③ 当社グループの経営に重大な影響を及ぼすようなリスクが発生した場合には、 代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応によって損失を 最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を講じる。
- 4. 取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 経営会議において、経営に関する重要な業務執行事項について審議し、取締役会は月1回の定期的な開催のほか必要に応じて臨時に開催し、当社グループにおける業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
  - ② 当社グループに機能別、事業部門ごとにそれぞれ担当取締役を設置し、執行 責任の所在を明確にすることにより、取締役の職務の執行が効率的に行われる 体制をとる。

- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理部長が統括し、緊密な連携のもとに関係会社を指導、援助する。
  - ② 関係会社には必要に応じて取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役、 使用人を派遣し、業務執行の適正性を監督するとともに重要事項に関しては当 社の事前承認または当社への報告を行う。
  - ③ 監査室は、子会社における内部監査を実施し、業務の適正を確保する。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使 用人に関する事項

監査役から要請があったときは、監査役の職務を補助する使用人を配置し、監 査役の指示によりその職務を行わせる。

- 7. 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下に置かれ、その業務 に専念する。
  - ② 監査役の職務を補助する使用人の人事考課は、常勤監査役が行う。
- 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に 関する体制ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不 利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告しなければならない。
  - ② 当社グループの取締役及び使用人は、何時も監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項について、速やかに報告を行わなければならない。
  - ③ 監査役は、取締役会のほか必要であると認める会議に出席することができる。
  - ④ 前各号で報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役は、取締役会等の会議のほか、取締役及び使用人と意見・情報の交換を行う。
  - ② 監査役は、監査室、グループの監査役、会計監査人と随時意見・情報の交換を行い、相互に連係して監査の実効性の確保を図る。
- 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項 当社グループは、監査役の職務の執行上必要と認める費用を負担し速やかに処 理する。
- 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - ① 当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力には毅然として対処し、不当要求は拒絶しなければならない。
  - ② 当社グループは、コンプライアンス疑義事象の早期発見と是正を図り、内部 通報制度を導入している。

# 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役3名で構成されており、その取締役会には取締役及び 監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事 項の審議・決議を行っております。

議場において各監査役は、独立した立場から意見を述べるとともに、経営の監視・監督を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

資 産	 の 部	負 債 の 音	<u>単位:十円)</u>
科目	金額	科目金	額
流 動 資 産	7, 441, 714	流動負債	2, 389, 436
現金預金	1, 912, 241	支払手形・工事未払金等	441, 305
受取手形・完成工事未収入金等	503, 929	電子記録債務	242, 490
電子記録債権	1, 337, 870	短 期 借 入 金	512,000
未成工事支出金	3, 564, 667	未払法人税等	4, 098
その他のたな卸資産	60, 226	未成工事受入金	934, 478
そ の 他	62, 777	完成工事補償引当金	890
固 定 資 産	5, 244, 073	賞 与 引 当 金	47, 216
有 形 固 定 資 産	3, 029, 067	工事損失引当金	27, 500
建物・構築物	667, 034	そ の 他	179, 457
機械、運搬具及び工具器具備品	577, 946	固 定 負 債	666, 018
土 地	1, 783, 101	長 期 借 入 金	386, 000
建設仮勘定	984	役員退職慰労引当金	199, 596
無形固定資産	37, 139	そ の 他	80, 422
投資その他の資産	2, 177, 866	負 債 合 計	3, 055, 454
投資有価証券	245, 582	純 資 産 の き	ß
保 険 積 立 金	1, 024, 470	株主資本	9, 587, 638
投 資 不 動 産	91, 235	資 本 金	100, 000
差入保証金	627, 485	資 本 剰 余 金	3, 283, 363
退職給付に係る資産	122, 369	利 益 剰 余 金	6, 488, 123
そ の 他	80, 799	自 己 株 式	△283, 848
貸 倒 引 当 金	△14, 077	その他の包括利益累計額	42, 693
		その他有価証券評価差額金	42, 693
		純 資 産 合 計	9, 630, 332
資 産 合 計	12, 685, 787	負債・純資産合計 1	12, 685, 787

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年1月1日から) (2020年12月31日まで)

	科	目		金	額
売		上	高		
完	成	工事	高	7, 367, 436	7, 367, 436
売	上	原	価		
完	成工	事 原	価	5, 733, 812	5, 733, 812
売	上	総 利	益		
完	成工	事 総 利	益	1, 633, 623	1, 633, 623
販 売	費及び	下 一般管	理 費		795, 356
営	業	利	益		838, 267
営	業	卜  収	益		
受	取 利 息	及び配	当 金	13, 503	
投	資 不 動	助 産 賃 賃	資 料	11, 176	
受	取	家	賃	11, 392	
鉄	屑 売	却 収	入	25, 497	
貸	倒 引 当	当金戻 ア	額	2, 490	
そ		0)	他	26, 341	90, 401
営	業	<b>人</b>	用		
支	払	利	息	6, 358	
社	債	利	息	99	
不	動 産	賃 貸 費	用	5, 646	
そ		0)	他	2, 410	14, 515
経	常	利	益		914, 152
特	別		益		
固	定 資	産 売 却		1,771	
移	転	補 償	金	35, 642	37, 413
特	別		失		
固	定 資	産 除 却		12, 164	12, 164
税金		前当期純利			939, 401
	税、住民	税及び事業		7, 432	
		等 調 整	額	29, 688	37, 120
当		純利	益		902, 280
親会社	は株主に帰り	属する当期純	利益		902, 280

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から) (2020年12月31日まで)

					(十四・111)
	;	株主	· 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100, 000	3, 283, 363	5, 803, 679	△238, 430	8, 948, 612
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△217, 836		△217, 836
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			902, 280		902, 280
自己株式の取得				△45, 417	△45, 417
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					_
当期変動額合計	-	_	684, 444	△45, 417	639, 026
当 期 末 残 高	100,000	3, 283, 363	6, 488, 123	△283, 848	9, 587, 638

	その他の包括 利益累計額 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
当 期 首 残 高	47, 393	8, 996, 005
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△217, 836
親会社株主に帰属する当期純利益		902, 280
自己株式の取得		△45 <b>,</b> 417
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4, 699	△4, 699
当 期 変 動 額 合 計	△4, 699	634, 326
当 期 末 残 高	42, 693	9, 630, 332

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

①連結子会社の数 1社

②主要な連結子会社の名称 株式会社タカハシテクノ

(2) 主要な非連結子会社の名称等

①主要な非連結子会社の名称 大連高連幕墻有限公司

株式会社アシェル

②連結の範囲から除いた理由 非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資

産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金 (持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社数

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社又は

0 社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社 大連高連幕墻有限公司

株式会社アシェル

(3) 持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社2社は、当期純損益(持分

に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法

の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

#### (イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算

定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 未成工事支出金

個別法による原価法

② 材 料

総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ の方法により算定しております。)

③ 貯 蔵 品

最終仕入原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

#### (ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物

15年~50年

機械、運搬具及び工具器具備品 3年~9年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

定率法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内 における利用可能期間(5年)に基づく定額法。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっております。

#### (ハ)重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵担保の費用に充てるため、当連結会計年度末に至る1年間の完成工事 高に対する将来の補償金額を見着り計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### (二)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支 給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (2) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(3) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる 工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事につい ては工事完成基準を適用しております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費 税は当連結会計年度の費用として処理しております。

#### (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社企業グループは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大が当社企業グループの業績に与える影響は軽微であり、当連結会 計年度以降も重要な影響がないという仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、不確定要素が多く、今後の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

5,117,646千円

2. 担保に供している資産

建物 221,086千円 土地 1,564,974千円

投資不動産 27,482千円

担保に係る債務の額

短期借入金 392,000千円 長期借入金 326,000千円

#### (連結損益計算書に関する注記)

#### 移転補償金

茨城県坂東市道路整備工事に伴う物件移転補償金であります。

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普诵株式

9,553,011株

#### 2. 配当に関する事項

# (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	131, 027	15. 00	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年7月30日 取 締 役 会	普通株式	86, 808	10.00	2020年6月30日	2020年9月7日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総 額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	112, 257	13. 00	2020年12月31日	2021年3月31日

#### (金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入及び銀行引受社債による方針であります。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施し、支払利息の固定化を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。当社グループでは社内ルールに従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、主に株式であり、市場価格の変動リスクがありますが、定期的に時 価を把握しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。 借入金及び社債は、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注) 2をご参照下さい。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金預金	1, 912, 241	1, 912, 241	_
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	503, 929	503, 929	_
(3) 電子記録債権	1, 337, 870	1, 337, 870	_
(4) 投資有価証券	245, 541	245, 541	_
資 産 合 計	3, 999, 583	3, 999, 583	_
(1) 支払手形・工事未払金等	441, 305	441, 305	_
(2) 電子記録債務	242, 490	242, 490	_
(3) 短期借入金	195, 000	195, 000	_
(4) 長期借入金(*1)	703, 000	701, 223	△1,776
負 債 合 計	1, 581, 795	1, 580, 019	△1,776

<sup>(\*1)</sup> 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

[資 産]

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等、(3) 電子記録債権 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### 「負 債〕

(1) 支払手形・工事未払金等、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は発行後大き く異なっていないので、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によって おります。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象となるものは、 当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った 場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規調達・借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区	分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券		
非上場株式(*1)		41
差入保証金(*2)		627, 485

- (\*1) 投資有価証券のうち、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから「(4) 投資有価証券」には含めておりません。
- (\*2) 返済期限が確定していない差入保証金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを 見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表に は含めておりません。
- (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,115円24銭

1株当たり当期純利益

103円99銭

# 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

資 産 <i>0.</i>	部	負 債 の	(単位:十円) 部
科目	金額	科目	金額
流動資産	7, 397, 200	流 動 負 債	2, 379, 857
現 金 預 金	1, 868, 665	支 払 手 形	8, 400
受 取 手 形	56, 403	電子記録債務	242, 490
電子記録債権	1, 337, 870	工 事 未 払 金	432, 905
完成工事未収入金	447, 525	短 期 借 入 金	512,000
未成工事支出金	3, 564, 667	未 払 金	53, 124
材料 貯蔵品	60, 226	未 払 法 人 税 等	3, 388
前 払 費 用	39, 891	未 払 費 用	86, 712
短 期 貸 付 金	1,050	未成工事受入金	934, 478
そ の 他	20, 899	預 り 金	14, 697
固 定 資 産	5, 203, 086	完成工事補償引当金	890
有 形 固 定 資 産	3, 011, 117	賞 与 引 当 金	47, 216
建物・構築物	649, 085	工事損失引当金	27, 500
機 械 ・ 運 搬 具	526, 208	そ の 他	16, 054
工具器具・備品	51, 737	固 定 負 債	586, 156
土 地	1, 783, 101	長期 借入金	386, 000
建設仮勘定	984	役員退職慰労引当金	199, 596
無形固定資産	37, 102	長期預り保証金	560
投資その他の資産	2, 154, 866	負 債 合 計	2, 966, 013
投 資 有 価 証 券	245, 582	純 資 産	の部
関係会社株式	0	株 主 資 本	9, 591, 580
関係会社出資金	41, 469	資 本 金	100, 000
長期貸付金	652, 750	資本剰余金	3, 283, 363
保 険 積 立 金	1, 024, 470	その他資本剰余金	3, 283, 363
投 資 不 動 産	91, 235	利 益 剰 余 金	6, 492, 064
差入保証金	574, 185	利 益 準 備 金	25, 000
会 員 権	3, 940	その他利益剰余金	6, 467, 064
長期前払費用	422	繰越利益剰余金	6, 467, 064
前払年金費用	122, 369	自 己 株 式	△283, 848
繰 延 税 金 資 産	10, 409	評 価・ 換 算 差 額 等	42, 693
そ の 他	3, 808	その他有価証券評価差額金	42, 693
貸倒引当金	△615, 777	純 資 産 合 計	9, 634, 274
資 産 合 計	12, 600, 287	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12, 600, 287

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# <u>損 益 計 算 書</u> (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)

(単位・千円)

									T	(単位:千円)
		科				E			金	額
売				上				高		
氕	ž.	成		工		<u>=</u>	事	高	7, 301, 018	7, 301, 018
売		1	-		J	亰		価		
氕	Ē )	戏	I		事		原	価	5, 680, 480	5, 680, 480
売		上		総		利	IJ	益		
氕	己 成	:	工	事		総	利	益	1, 620, 537	1, 620, 537
販	売	量 及	ż (	バ -	一 舟	殳	管 理	費		795, 232
崖	Í		業			利		益		825, 304
営	当	É	5	<b>外</b>	I	汉	孟	É		
Ē	更 取	利	息	及	U	芒	記 当	金	13, 503	
找	è 資	不	į	動	産	賃	貸	料	11, 176	
Ē	2		取			家		賃	11, 392	
釤	失	屑	売	Ē	却		収	入	25, 497	
貸	資 倒	引	}	当	金	戻	入	額	960	
7	-			0)				他	26, 258	88, 788
営	当	É	5	<b>外</b>	3	費	月	1		
支	ヹ		払		;	利		息	6, 358	
社	Ł		債			利		息	99	
7	動	J	産	賃		貸	費	用	5, 646	
7	-			0)				他	1, 796	13, 901
糸	¥.		常			利		益		900, 191
特		別			利		孟	É		
建	司 定		資	産		売	却	益	1,771	
利	多	転		補		ť	賞	金	35, 642	37, 413
特		別			損		<del>J</del>	₹		
团	司 定		資	産		除	却	損	12, 164	12, 164
税	引	前	当	其	月 ;	純	利	益		925, 440
法	人税、	住	民	税	及	Ci I	事 業	税	6, 722	
法	人	税		等	調		整	額	29, 688	36, 410
当	1	期		純		利		益		889, 029

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から) (2020年12月31日まで)

		株	主	資	本	<u> </u>
		資本剰余金	利益剰	削余金		
	資本金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	3, 283, 363	25, 000	5, 795, 872	△238, 430	8, 965, 804
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				△217, 836		△217, 836
当 期 純 利 益				889, 029		889, 029
自己株式の取得					△45, 417	△45, 417
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						_
当期変動額合計	_	_	_	671, 192	△45, 417	625, 775
当 期 末 残 高	100, 000	3, 283, 363	25, 000	6, 467, 064	△283, 848	9, 591, 580

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
当 期 首 残 高	47, 393	9, 013, 198
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△217, 836
当 期 純 利 益		889, 029
自己株式の取得		△45, 417
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4, 699	△4, 699
当期変動額合計	△4, 699	621, 075
当 期 末 残 高	42, 693	9, 634, 274

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産

直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

材 料 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法

により算定しております。)

貯 巌 밂 最終什入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法 により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び投資不動産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を 除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及 び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 • 構築物

15年~50年

機械・運搬具

4年~9年

工具器具・備品

3年~8年

無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内に おける利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっておりま

す。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に

よっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵担保の費用に充てるため、当事業年度末に至る1年間の完成工事高に 対する将来の補償金額を見積り計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 工事捐失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計トしております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

5. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成 基準を適用しております。 6. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は 当事業年度の費用として処理しております。

#### (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、計算 書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大が当社の業績に与える影響は軽微であり、当事業年度以降も重要 な影響がないという仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、不確定要素が多く、今後の財政状 熊、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権

305千円

関係会社に対する短期金銭債務

1,783千円

関係会社に対する長期金銭債権

652,750千円

2. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

5,084,524千円

3. 担保に供している資産

建物

土地

1,564,974千円

投資不動産 27.482千円

担保に係る債務の金額

短期借入金

392,000千円 長期借入金

326,000千円

#### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

什入高 その他の営業取引 20,336千円

3.951壬円

営業取引以外の取引高

11,405千円

2. 移転補償金

茨城県坂東市道路整備工事に伴う物件移転補償金であります。

221,086千円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

917,815株

#### (税効果会計に関する注記)

(単位:千円)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

減損損失	409, 076
関係会社株式評価損	293, 480
貸倒引当金	209, 094
役員退職慰労引当金	69, 060
その他	122, 330
繰延税金資産小計	1, 103, 042
評価性引当額	△1, 033, 800
繰延税金資産合計	69, 242
(繰延税金負債)	
前払年金費用	43, 352
その他有価証券評価差額金	15, 480
繰延税金負債合計	58, 833
繰延税金資産純額	10, 409

#### (関連当事者との取引に関する注記)

# 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等 の名称	住所	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ タ カ ハ シ テ ク ノ	東京都中央区	100, 000	不 動 産賃貸事業	所有 直接 100.0	資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (*2)	_	長期貸付金(*1)	635, 000

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (\*1)子会社への長期貸付金には、貸倒引当金609,700千円を計上しております。 また、当事業年度においては、1,530千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (\*2) 資金の貸付については、無利息としております。

#### 2. 役員及び主要株主等

種類	会社等 の名称 又は氏名	住所		事業の内容 又 は 職 業		関連当事者		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主 (*1)	高橋敏男	-	_	当社取締役会長	被所有 直接 11.7	当社取締役会長	資金の貸付 (*2) 資金の返済	100, 000 100, 000	_	-

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (\*1) 高橋敏男は、2020年3月27日開催の第55期定時株主総会において取締役会長を退任し、同日、 当社名誉会長に就任しております。
- (\*2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (1株当たり情報に関する注記)
- 1株当たり純資産額

1,115円70銭

1株当たり当期純利益

102円46銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

高橋カーテンウォール工業株式会社 取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ⑩

業務執行社員 公認会計士 山 田 英 二 印

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高橋カーテンウォール 工業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計 算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算 書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高橋カーテンウォール工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し て以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するため のものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切 な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

# 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

高橋カーテンウォール工業株式会社 取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ⑩

業務執行社員 公認会計士 山 田 英 二 印

# 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高橋カーテンウォール工業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し て以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な 監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

# 監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算 書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそ の附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主 資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月1日

高橋カーテンウォール工業株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)

中西博之印

社 外 監 査 役

中川康生卵

社 外 監 査 役

吉 見 芳 彦 印

以上

# 株主総会参考書類

# 議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を 勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は112,257,548円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年3月31日といたしたいと存じます。

以 上

	〈メ	モ	欄〉		
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					

	$\langle \lambda$	モ	欄〉
_			

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場 高橋カーテンウォール工業株式会社 会議室 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 住友不動産日本橋ビル 5階

電 話 03 (3271) 1711



交通のご案内

JR総武線新日本橋駅より徒歩約5分 地下鉄銀座線三越前駅より徒歩約3分 地下鉄半蔵門線三越前駅より徒歩約5分